

# 兵庫県公報

平成23年8月9日 火曜日 第2310号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境整備課）	2
○ 宅地建物取引業に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（都市政策課）	2
告 示	
○ 西宮市の区域内における町の設定及び字の廃止（市町振興課）	2
○ 換地処分に伴う朝来市の区域内における字の区域変更（同）	3
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 建設業者に対する行政処分予告（県土整備部総務課）	10
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	11
○ 道路の位置指定（建築指導課）	11
○ 建築士法に基づく行政処分（同）	11
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	11
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	12
○ 二級河川高橋川水系河川整備基本方針の策定（総合治水課）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	14
公安委員会告示	
○ 平成4年兵庫県公安委員会告示第82号（指定講習機関の指定）の一部改正	15
正 誤	
○ 平成23年5月24日付け兵庫県公報第2288号中	15

## 公布された法令のあらまし

- 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第32号）  
独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行により、独立行政法人雇用・能力開発機構が廃止されるとともに、当該法人の業務の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が引き続き行うことに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 宅地建物取引業に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第33号）

宅地建物取引業者は、購入者等からの問合せ等に適切に対応するため、宅地建物取引業法第15条第1項の規定によりその事務所等に専任の取引主任者を置くこととされているが、取引主任者の名義貸し等により専任の取引主任者が置かれていないことによるトラブルが増加していることから、宅地建物取引業の免許の申請書等に取引主任者が専任であることを証する書面を添付させることとした。

規 則

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 8 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第32号

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則（平成15年兵庫県規則第93号）の一部を次のように改正する。

別表第2の第1の部9を次のように改める。

9 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

別表第2の第2の部10を次のように改める。

10 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）第11条第1項に規定する職業能力開発業務として行う事業

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。



宅地建物取引業に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 8 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第33号

宅地建物取引業に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

宅地建物取引業に関する手続を定める規則（昭和40年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（免許申請書の添付書類）

第1条の2 法第4条第2項第3号の書面は、省令別記様式第2号による書面のほか、同条第1項第4号の事務所ごとに置かれる法第15条第1項の取引主任者が専任であることを証する書面として知事が定める書面とする。

第11条中「行つた」を「行った」に改める。

様式第6号中「なかつた」を「なかった」に、「あつた」を「あった」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

兵庫県告示第857号

西宮市の区域内において、次のとおり、町の設定及び字の廃止をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、西宮市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成23年8月23日からその効力を生ずるものとする。

平成23年 8 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後
大 字	字	地 番	町
神 呪	中 谷	全筆	上甲東園 6 丁目
	天神ノ下	全筆	

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成22年12月28日現在の地番である。



**兵庫県告示第858号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、朝来市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、朝来市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年 8 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
山東町金 浦	洞 山	12の1の一部 12の2	山東町金 浦	岩 端
	代ノ田	100の1から100の4まで 101の一部 102の2の一部		
	出 合	191の1から191の3までの各一部		
	洞 山	12の1の一部	山東町金 浦	代ノ田
	洞 奥 山	40の1		
	出 合	191の1の一部 191の3の一部 191の4 197の一部		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。  
また、大字山東町金浦字出合192に隣接する道路である国有地の全部、大字山東町金浦字出合191の1、191の3の地先の道路である国有地の全部は、大字山東町金浦字岩端に編入する。

備考 地番は、平成23年 3 月 1 日現在の地番である。



**兵庫県告示第859号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
淡路市野島江崎字小磯18・20（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (i) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第860号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年8月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区村岡字銚子ガ谷3531の44

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第861号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年8月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区村岡字銚子ガ谷3531の2、3531の43・3531の45（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、3531の49から3531の51まで、3531の58から3531の60まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第862号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 8 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町小代区大谷字谷山904の4・904の6（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、904の7、904の8
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第863号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 8 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町竹田字所谷1168、1173、1173の1、1174、1174の1、1279、1280の1（次の図に示す部分に限る。）、1281
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第864号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 8 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町中辻字大谷1170、1170の1、1178の1、1178の2（次の図に示す部分に限る。）、1178の3

- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大谷1178の1・1178の2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第865号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成23年 8月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町小代区新屋字西備へ1553の1、1553の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第866号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成23年 8月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町小代区秋岡字ミつか谷923の1から923の5まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第867号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 8 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町小代区秋岡字岩小屋1059の1から1059の16まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第868号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 8 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町小代区秋岡字若杉1060
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第869号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 8 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町小代区秋岡字鉛谷1061の1から1061の7まで
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第870号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 8 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町岸田字上へ山3840

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第871号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 8 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町岸田字畑ヶ平3841、3841の2から3841の15まで、3841の21、3841の23

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)





**兵庫県告示第872号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 8月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町岸田字横坂3842の1から3842の9まで、3842の13から3842の21まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第873号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 8月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町岸田字東上山1070、1070の1から1070の3まで、1070の6から1070の27まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第874号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 8月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町岸田字東上山1070の4
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

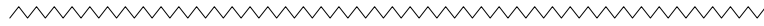
定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第875号**

次の建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消す。

平成23年8月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 建設業者の商号、代表者の氏名、営業所の所在地、許可番号及び許可年月日

商 号 株式会社白木工務店  
代表者の氏名 白 木 雅 彦  
営業所の所在地 西宮市川西町8番13号  
許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-22）第211669号  
許 可 年 月 日 平成22年6月30日

2 申出先

阪神南県民局西宮土木事務所建設業課  
〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28  
電話（0798）39-1543・1545



**兵庫県告示第876号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年8月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（3級基準点設置）

2 作業期間

平成23年7月22日から同年8月31日まで

3 作業地域

神戸市東灘区深江南町



**兵庫県告示第877号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年8月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び道路台帳（世界測地系へ座標変換））

2 作業期間

平成23年7月25日から平成24年3月30日まで

3 作業地域

西宮市甲陽園目神山町



**兵庫県告示第878号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成23年8月9日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成23年8月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 香 住 村 岡 線	美方郡香美町香住区八原字川戸76番から 同 郡同 町村岡区境字クスミ419番1ま で	旧	6.0から 30.0まで	1,095.0	
		新	6.0から 30.0まで 6.0から 31.0まで	1,095.0 1,160.0	予定地



**兵庫県告示第879号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。  
 平成23年8月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23西播位置 0001号	23.7.21	たつの市龍野町片山字井ノ尻453番1、454番 1	6.00	32.01



**兵庫県告示第880号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定に基づき、  
 次のとおり公告する。  
 平成23年8月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日  
平成23年7月13日
- 2 建築士の氏名  
西 本 昌 広
- 3 建築士の区分及び登録番号  
(二級)神戸第2655号
- 4 処分の内容  
二級建築士免許の取消し
- 5 処分の原因となった事実  
上記二級建築士は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項の規定に違反する設計を行った。このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。

**公 告**

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10

年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年8月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請受付年月日 平成23年7月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人明石スポーツ振興協会

イ 代表者の氏名 古谷正明

ウ 主たる事務所の所在地 明石市松江353番地の11 メイセイビル2階

エ 定款に記載された目的

この法人は、未来ある子供達やスポーツ愛好家、スポーツ愛好団体に対して、スポーツ普及振興等に関する事業を行い、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

2(1) 申請受付年月日 平成23年7月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人IRC市川塾

イ 代表者の氏名 辻良子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市城見台2丁目1111番地373

エ 定款に記載された目的

この法人は、アスリート・市民・子どもたちに対し、「スポーツの指導・養成」、「スポーツ活動の支援」、「スポーツ大会の企画・運営」等に関する事業を行い、スポーツ振興と人々の豊かな暮らしや地域の活性化に寄与することを目的とする。

3(1) 申請受付年月日 平成23年7月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ふくろう

イ 代表者の氏名 北野隆三

ウ 主たる事務所の所在地 丹波市氷上町横田334番地5

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及びその家族に対して、一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送)、特定旅客自動車運送事業及び介護保険法に基づく指定居宅サービス事業、指定介護予防サービス事業等を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

4(1) 申請受付年月日 平成23年7月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人あっとオーティズム

イ 代表者の氏名 佐伯比呂美

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市大原町20番10-204号

エ 定款に記載された目的

この法人は、自閉症・発達障がい・特別な支援を必要とする子どもとその家族、関係者に対して、自閉症・発達障がいの啓発、療育支援、情報提供等の事業活動を通じて、これらの子どもたちのよりよい成長、幸福な人生の創造に貢献するとともに社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成23年8月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成23年7月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひといき

イ 代表者の氏名 山田 眞記子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区竹の台五丁目20番地の63

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、家庭的な雰囲気のなかで介護サービス事業、介護予防・相談事業などの福祉の増進に関する事業を行い、住み慣れた地域で、共に支え合い誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成23年7月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人香里菜福祉会

イ 代表者の氏名 大野 英明

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市香寺町行重188番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して生活支援、及び生きがいがいづくりに関する事業を行い、生きがいのある生活環境づくりとすべての人が心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成23年7月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人生涯学習サポート兵庫

イ 代表者の氏名 山崎 清治

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市飾磨区英賀西町二丁目15-2

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で活動する団体、個人に対して、レクリエーションや野外活動などの様々な、生涯学習につながる活動の支援事業を行い、もって広く県民の生涯学習の推進と心身の健全なる発達に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成23年7月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ルート29

イ 代表者の氏名 岡田 隆

ウ 主たる事務所の所在地 揖保郡太子町竹広182番地の8

エ 定款に記載された目的

この法人は、「しそう・若桜」の食文化の宣伝普及のための事業を行うことで、播磨地域の活性化を図るとともに、児童・高齢者・障がい者等の地域住民に対して、心あたたまる地域での暮らしづくりと、子どもたちがいきいきと育つための事業を行い、平和で安心して過ごせる社会の構築に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成23年7月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日中教育人材交流協会

イ 代表者の氏名 佐藤 明雄

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市門戸荘17番12-1306号

エ 定款に記載された目的

この法人は、中国人留学生・視察団等の日本国への受入及び支援等に関する事業、中国の生活環境事業への協力事業、在中国の中国人学生への教育資金の援助事業、日本及び中国での新薬開発支援事業、日中間での医師・看護師等の交流事業等を行い、日中両国の友好と親善並びに医療の発展に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成23年7月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等



公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第397号

平成4年兵庫県公安委員会告示第82号（指定講習機関の指定）について、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第4条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年8月9日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

表7の部特定講習を行う事務所の名称の項中「ネオ・ダイキョー自動車学院」を「アールドライバーズ西北」に改める。

正 誤

○平成23年5月24日付け（兵庫県公報第2288号）

兵庫県告示第575号（生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	下から6	篠山市東部地域支援センター	篠山市東部地域包括支援センター